

2016年 宅建試験合格対策

月刊不動産 誌上講座

YouTube 公開動画付き

宅建出題点精講

《第4講》

月刊不動産7月号



佐伯竜

渋谷会

<http://shibuyakai.com/>

YouTube チャンネル「宅建渋谷会 佐伯竜」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

全日本不動産協会 月刊不動産 7月号 誌上講座

<http://www.zennichi.or.jp/magazine/>

【公開動画】

YouTube チャンネル 宅建渋谷会 佐伯竜

「処理型問題でしっかりと基礎点を稼ぐ」全日本不動産協会 月刊不動産 7月号 誌上講座【宅建出題点精講】第4講【#086】宅建士講座 2016

「処理型問題」平成 21 年度問 15—肢 3・4

国土利用計画法第 23 条の都道府県知事への届出(以下この問において「事後届出」という。)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 3 宅地建物取引業者Cが所有する市街化調整区域内の 6,000 m²の土地について、宅地建物取引業者Dが購入する旨の予約をした場合、Dは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。
- 4 宅地建物取引業者Eが所有する都市計画区域外の 13,000 m²の土地について、4,000 m²を宅地建物取引業者Fに、9,000 m²を宅地建物取引業者Gに売却する契約を締結した場合、F及びGはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

※1、2は省略

正解 3

《まとめ》

処理型問題は基礎点となる
処理の手順を身に着けて、効率的に得点を稼ぐ

クーリング・オフの可否(宅建業法)、開発許可の要否(都市計画法)、事後届出の要否(国土利用計画法)、建築確認の要否(建築基準法)、宅地造成法の許可の要否など、例年 5 問前後出題されます。処理型問題対策は重要です。ここで 2～3 点差をつけることで、本試験で優位に立てます。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

通信教材 平成28年版 基本問題演習講座(全32回)

<http://shibuyakai.com/takken/dvd13.html>

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】全分野セット全45回

<http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html>

お問合せ先

宅建渋谷会事務局

office@shibuyakai.com